

四日市市告示第73号

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月10日

四日市市長 田中俊行

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業、補助金の額等)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業及び経費並びに補助金の額及び上限額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに限る。</p> <p>(1) 見本市等への出展は、<u>市内</u>で開発した製品、技術の販路開拓を目的としたものであること。</p> <p>(2) <u>国若しくは地方公共団体が主催、若しくは後援する見本市等、又は出展者見込み100者以上の広く一般に公開される見本市等</u>であること。ただし、リーディング産業展みえを除く。</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>第12条の規定を除き、平成31年3月31日限り、</u>その効力を失う。</p>	<p>(補助対象事業、補助金の額等)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業及び経費並びに補助金の額及び上限額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに限る。</p> <p>(1) 見本市等への出展は、<u>自社</u>で開発した製品、技術の販路開拓を目的としたものであること。</p> <p>(2) <u>国又は地方公共団体が主催、又は後援する見本市等</u>であること。ただし、リーディング産業展みえを除く。</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成28年3月31日限り</u>その効力を失う。</p>

改正後

別表

補助対象事業者	補助対象事業	補助対象経費の 区分	補助額	上限額
第2条第1号及び第2号に規定する者	<u>小売を主たる目的とする見本市等出展事業</u>	小間料	1 / 4 以内	50万円以下
	<u>小売を主たる目的としない見本市等出展事業</u>		1 / 2 以内	
第2条第3号に規定する者	<u>小売を主たる目的としない見本市等出展事業</u>	小間料	1 / 2 以内	20万円以下
第2条第4号に規定する者	見本市等への出展事業	①小間料 ②設営費 ③運搬費 ④保険料 ⑤その他市長が 適当と認めた 経費	1 / 2 以内	20万円以下
第2条第5号に規定する者	市長が適当と認めた事業	市長が適当と認めた経費	市長が適当と認めた金額	

改正前

別表

補助対象事業者	補助対象事業	補助対象経費の 区分	補助額	上限額
第2条第1号及び第2号に規定する者	<u>販売を伴う見本市等への出展</u>	小間料	1 / 4 以内	50万円以下
	<u>販売を伴わない見</u>		1 / 2 以内	

	<u>本市等への出展</u>			
第2条第3号に規定する者	販売を伴わない見本市等への出展	小間料	1 / 2 以内	20万円以下
第2条第4号に規定する者	見本市等への出展	①小間料 ②設営費 ③運搬費 ④保険料 ⑤その他市長が 適当と認めた 経費	1 / 2 以内	20万円以下
第2条第5号に規定する者	市長が適当と認めた事業	市長が適当と認めた経費	市長が適当と認めた金額	

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部工業振興課)